

岡山大学の放射線障害の防止に関する管理規則

〔平成16年4月1日〕
岡大規則第23号

改正 平成18年 5月25日規則第20号
平成22年11月25日規則第23号
平成23年 3月31日規則第14号
平成26年 3月27日規則第 7号

(目的)

第1条 この規則は、岡山大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素、放射性同位元素装備機器及び放射線発生装置（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いに関し、これらによる放射線障害を防止し、本学内外の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 放射線施設 放射性同位元素等を取り扱う施設
- 二 放射線業務従事者 放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれらに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者で、第10条の許可を受けた者
- 三 統括放射線安全管理主任者 自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門の専任教員の中から自然生命科学研究支援センター長が指名し、学長が任命した者
- 四 管理部局 放射線施設を管理する部局。ただし、自然生命科学研究支援センターにおいては、光・放射線情報解析部門の鹿田施設（以下「鹿田施設」という。）及び津島施設（以下「津島施設」という。）並びにゲノム・プロテオーム解析部門をいう。
- 五 管理部局長 放射線施設を管理する部局の長
- 六 所属部局長 放射線業務従事者の所属する部局の長

(放射線障害予防規程)

第3条 管理部局長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）を定めなければならない。

- 2 前項の予防規程を制定又は改廃するときは、あらかじめ第6条に規定する放射性同位元素等安全管理委員会（以下「委員会」という。）の議を経るものとする。ただし、その改正内容が軽微なものであるときは、この限りでない。

(組織)

第4条 本学における放射性同位元素等の取扱い及びその安全管理に従事する者に関する組織は、別表のとおりとする。

(学長等の責務)

第5条 学長は、本学における放射線障害の防止に関して総括する。

- 2 統括放射線安全管理主任者は、本学の放射線施設の安全管理に関して中心的役割を担う。
- 3 管理部局長は、当該放射線施設における放射線障害の防止に努めなければならない。
- 4 所属部局長は、当該所属職員等の放射線障害の防止に努めなければならない。

(委員会等)

第6条 本学における放射線施設の管理運営及び放射線障害の防止等に関し協議するため、委員会を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 本学の放射線施設の安全管理に係る全学的な方針の策定に関すること。
 - 二 放射性同位元素等及びこれらを使用する研究治療施設の管理運営に関すること。
 - 三 放射性同位元素等による障害防止に関すること。
 - 四 関係部局間の調整に関すること。
- 3 委員会は次の各号に掲げる者で組織する。
- 一 次条第1項の規定に基づく統括放射線安全管理主任者
 - 二 第7条第1項の規定に基づく各放射線取扱主任者
 - 三 自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設長
 - 四 自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設長
 - 五 研究交流部長
 - 六 その他学長が必要と認めた者
- 4 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 7 委員長が必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 8 管理部局長は、当該管理部局に当該放射線施設における放射線障害の防止に関し、必要な事項を審議するための委員会を置くものとする。
(統括放射線安全管理主任者)

第6条の2 本学に、統括放射線安全管理主任者を置く。

- 2 統括放射線安全管理主任者は、全学の放射線安全管理を統括するとともに、管理部局長に対して、放射線障害の防止の適切な実施に関し、指導、助言、勧告等を行うことができる。また、核燃料物質等やX線発生装置等に関する放射線安全管理についても指導、助言、勧告等を行うことができる。
(放射線取扱主任者等)

第7条 放射線障害の防止について指導監督を行わせるため、放射線施設ごとに放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を置く。

- 2 管理部局長が必要があると認めた場合は、取扱主任者を補佐させ、取扱主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときに、その期間中にその職務を代行させるため、放射線取扱副主任者（以下「取扱副主任者」という。）を置くことができる。
- 3 取扱主任者及び取扱副主任者が出張、疾病その他の事故により、その職務を行うことができないときに、その期間中その職務を代行させるため、取扱主任者の代理者を置く。
- 4 取扱主任者、取扱副主任者及び取扱主任者の代理者は、取扱主任者となる資格を有する者のうちから管理部局長の推薦により学長が命ずる。
- 5 管理部局長は、放射線障害の防止に関し、取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
- 6 学長は、法第36条の2に定めるところにより、取扱主任者及び取扱副主任者に、登録定期講習機関が行う定期講習を受けさせなければならない。

(健康管理主任者)

第8条 放射線業務従事者等の健康診断その他必要な保健指導を行うため、本学に健康管理主任者2名を置く。

- 2 健康管理主任者は、学長が命ずる。

(登録)

第9条 取扱等業務に従事しようとする者は、所属部局長に所定の様式による登録の申請をし、登録されなければならない。

- 2 所属部局長は、前項の申請をした者に対して、法第23条に定める健康診断を受診させ、又は健康診断の記録を提出させなければならない。

- 3 所属部局長は、前項の健康診断の受診結果又は記録に基づき、健康管理主任者が取扱等業務に従事することを可とした者を登録する。
- 4 登録の有効期間は、登録を行った部局に所属している期間内とする。
- 5 所属部局長は、登録した者の氏名等を取扱等業務を行う管理部局長及び委員会に通知するものとする。
- 6 所属部局長は、登録した者に異動があった場合は、当該管理部局長及び委員会に通知するものとする。

(許可)

第10条 前条の登録を受けた者が、各放射線施設において取扱等業務に従事しようとする場合は、管理部局長に許可の申請をし、許可を受けなければならない。

- 2 許可の有効期間は、許可した年度内とする。
- 3 管理部局長は、許可した者の氏名等を所属部局長及び委員会に通知するものとする。
(密封されていない放射性同位元素の使用)

第11条 密封されていない放射性同位元素（下限数量以下の密封されていない放射性同位元素を含む。）の使用は、定められた施設の管理区域内の作業室において行うものとする。

(健康管理)

第12条 管理部局長は、管理区域に立ち入る者の個人被ばく線量を測定し、その結果を記録して、所属部局長に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、光・放射線情報解析部門長は、4月1日を始期とする1年間について前項の測定結果を集計し、所属部局長及び管理部局長に通知するものとする。
- 3 所属部局長は、放射線業務従事者等に対し、当該管理部局の定めるところにより健康診断を実施し、その結果を記録しなければならない。
- 4 所属部局長は、第1項及び前項の記録の写しを本人にその都度交付しなければならない。
- 5 第1項及び第3項の記録は永久に保存しなければならない。
- 6 所属部局長は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者を発見したときは、直ちに健康管理主任者と協議の上、取扱時間の短縮、取扱いの制限等について必要な措置を講じなければならない。
- 7 所属部局長は、前項の措置の内容を管理部局長及び委員会に報告しなければならない。

(放射線施設の維持及び管理)

第13条 管理部局長は、放射線施設の適正な維持及び管理を図るため、施設及び設備ごとに、点検担当者を定め、年1回以上定期的に自主点検を行わなければならない。

- 2 委員会は、第1項に定める自主点検の充実及び放射線障害防止の適切な実施を図るため、必要に応じ、各管理部局に対する立入調査を実施することができる。

(教育訓練)

第14条 取扱等業務に従事する者等に対する教育及び訓練は、各管理部局が独自に実施するほか、鹿田施設及び津島施設において全学一括教育訓練を実施するものとする。

(応急措置)

第15条 管理部局長は、地震、火災等の災害が起こった場合には、第12条第1項に定める自主点検を臨時に行い、その結果を直ちに学長及び委員会に報告しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態が生じたときは、管理部局長は、直ちに学長及び委員会に報告するとともに、委員会と協議の上、応急の措置を講じなければならない。
- 3 学長は、前2項の報告を受けたときは、遅滞なく原子力規制委員会に、その他必要事項を関係機関に届け出るものとする。

(報告)

- 第16条 管理部局長は、次の各号に掲げる事態が生じたとき又は行為を行ったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を5日以内に、学長及び委員会に報告しなければならない。
- 一 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生したとき。
 - 二 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、排気口の濃度が濃度限度を超えたとき又は管理部局の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
 - 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、排水口の濃度が濃度限度を超えたとき又は管理部局の境界の外における線量が線量限度を超えたとき。
 - 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。
 - 五 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。
 - イ 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
 - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。
 - 六 管理部局内の人が常時立ち入る場所の線量並びに管理部局の境界及び部門内の人が居住する区域における線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - 七 放射性同位元素等の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射性業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。
 - 八 放射線業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
 - 九 密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして原子力規制委員会が定めるもの（以下「特定放射性同位元素」という。）に係る受入れ又は払出し若しくは廃棄を行った場合
 - 十 前号の特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合
- 2 学長は、前項の定める事態の報告を受けた時は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を事態の発生した日から10日以内に原子力規制委員会及び関係機関に報告しなければならない。
- 3 管理部局長は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第39条第3項及び同条第6項の規定に基づく報告書を、毎年6月15日までに学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の提出を受けたときは6月30日までに、原子力規制委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別表

